

別記様式第十九の二(第三十条、第三十七条の五関係)

仮 停止 処分通知書
禁止

下記の理由により、あなたの 免許の効力 を 年 月 日から
自動車等の運転
年 月 日まで仮 停止 したもので通知します。
禁止

なお、この処分については、処分を受けた日から起算して5日以内に、本職に対し、弁明をすることができます。また、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

年 月 日

警 察 署 長 [印]

住 所 本 邦 に お け る 住 所	
氏 名	
免許証 国際運転免許証等 の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許 運転することが できる自動車等 の種類	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。